



農地再生レポート通信



発行：福島県耕作放棄地対策協議会 編集：福島県農村振興課 TEL 024-521-7415 FAX 024-521-7545 E-mail:nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp



今季のさわやかリフレッシュ



新しい交付金「荒廃農地等利活用促進交付金」のお知らせ

国では、基金（耕作放棄地再生利用緊急対策交付金）の残高が少なくなった都道府県における荒廃農地再生の支援策として、平成29年度から、新しい交付金（荒廃農地等利活用促進交付金）を創設しました。

本県では、現在、相当額の基金を有していることから、当面は、基金事業により荒廃農地の再生利用を進めますが、平成30年度で終了しますので、今から新しい交付金活用の準備をお願いします。



◎新しい交付金の概要

～事業の対象者～

「人・農地プラン」の中心経営体位置づけられた農業者、農業者等が組織する団体、農業法人のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等が対象となります。

～対象農地（農振農用地区域内）及び支援内容～

○1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・再生利用活動（再生作業、土壌改良、営農定着等）
- ・施設等の整備（農業用機械、農業用施設のリース導入）

○2号遊休農地

- ・発生防止活動（発生防止、土壌改良、営農定着等）
- ・施設等の整備（1号遊休農地の支援と同じ）



○交付金の流れ

国 → 都道府県 → 市町村 → 事業実施主体（交付対象者）

※協議会を通しての交付ではなく、地方公共団体を通しての補助金となります。

むらからまちから

只見町農業再生協議会

の取組を紹介します。

① 協議会の設立経緯

只見町では、水田農業推進協議会の解散を機に、経営所得安定対策の推進と耕作放棄地の再生利用を目的として、只見町農業再生協議会を平成24年2月に設立しました。現在、町農業委員会と連携して耕作放棄地の対策に取り組んでいます。

② これまでの取組状況

当協議会では、平成24年度に国の耕作放棄地緊急対策交付金を活用し、只見町真奈川地区で188aの耕作放棄地の解消に取り組みました。

③ 特徴的な取組

当管内では、農業者の高齢化が進み、離農に伴う優良農地の担い手農家への集積は進んでいますが、既に耕作放棄地になってしまった農地については手が付けられていない状況です。そのため、現在、耕作されている農地が耕作放棄地になることを防ぐため、平成28年から畑地有効活用支援として町単独事業を創設し、エゴマやソバ等を一定面積以上作付けした場合に助成金を交付しています。本事業によるこれまでの実績は、9.4ha(エゴマ2ha、ソバ7.4ha)となっています。

④ 今後の抱負・活動展開予定

今後は、耕作放棄地対策として町単独事業を継続し、郷土料理にも利用されるエゴマや古民家の屋根裏から見つかったソバ(通称：江戸ソバ)等の地域特産物の振興を図っていきたく考えています。



事業施行地(エゴマ畑)



事業施行地(ソバ畑)



事務局長 根本重泰さん



小学校の農業体験学習

にインタビューしました!!

A



今後の耕作放棄地活用の展開について
お聞かせください。

子供達の情操教育のため、また、地域の農業者と子供たちの交流により地域住民の活力に繋がることから、農業体験学習を継続していきたいと考えています。
また、新たな荒廃農地の解消に取り組み栽培技術の継承、オーナー制の導入の可能性を探っていきたく考えています。



A



耕作放棄地解消の取り組みについて
お聞かせください。

以前は葉たばこを栽培していましたが、後継者不足等により約二十年間耕作が放棄されていた四筆のほ場の再生に取り組みました。このほ場は県道に近い好立地であることから、平成二十七年に「みんなで農業体験！農地活用推進事業」を活用し、体験型農園を開設しました。東日本大震災以降、当地区といわき市久ノ浜地区は支援活動等を通して交流が続いており、その中で「海と山の交流」と称して、体験型農園を活用した小学校間での農業体験交流会を実施しています。

A



耕作放棄地再生に取り組んだ
きっかけについて、お聞かせください。

中谷地区は、石川町東部の阿武隈山系に連なる山間部に位置し、傾斜地が多く、農地は未整備地が大半を占め、経営規模は零細な状況でした。また、農業者の高齢化による労働力の減少と地形による効率の悪さから、年々荒廃農地が増えてきました。このような中、まちづくり委員会では、荒廃農地の再生に取り組むべく地域農業者の協力を得ながら体験型農園を開設することにしました。



羅針盤

～福島県・県協議会からのお知らせ欄～



～福島県並びに県協議会からのお知らせ～

- ◎ 本年度も東北農政局主催の「東北管内耕作放棄地解消事例発表会」が10月30日に宮城県仙台市で開催される予定です。他県での優良事例等を知る良い機会です。関心のある方は、是非、御参加ください。
- ◎ 県では遊休農地（農地法に基づく1号及び2号遊休農地）を活用して体験農園や研修農園の整備を行う経費を支援する事業を行っております。事業対象者は、市町村を始め、農協や農業者の組織する団体等が該当し、面積に応じた定額補助となっております。詳しくは、管内の県農林事務所農業振興普及部までお問い合わせください。



今年も7月までは暑かったものの8月になると雨が続くなど、天候の変化には振り回されました。荒廃農地の対策についても現在の再生利用緊急対策交付金が来年度で終了し、今年からは、新たな交付金が創設されるなど、いろいろな変化が続きますが、今後の農地のあり方を考えるのは、今が大切な時期ではないでしょうか。今後もいろいろな情報提供を行っていきたく思いますので、よろしくお願ひします。

※今後「農地再生レインボー通信」の配信を希望される方は、
nonsnshinko@pref.fukushima.lg.jp までご連絡ください。